

実績評価書

(厚生労働省27(I-10-1))

施策目標名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標 I-10-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・地域保健従事者の人材確保及び資質の向上により、地域保健体制の確保を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づき、国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県の地域保健の取組が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助をを講ずることとされている。							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,841,045	2,756,789	2,753,445	2,745,988	3,881,364	3,881,380
		補正予算(b)	0	0	847,943	30,097	0	
		繰越し等(c)	7,348,027	421,622	450,146	902,034	0	
		合計(a+b+c)	10,189,072	3,178,411	4,051,534	3,678,119	3,881,364	3,881,380
	執行額(千円、d)	3,928,714	3,092,930	2,876,863	2,798,699			
執行率(%、d/(a+b+c))	38.6%	97.3%	71.0%	76.1%				
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 市町村保健師数 (地域保健・健康増進事業報告による)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	○	○
		21,436	21,295	21,009	21,484	21,436	-	前年度以上		
	年度ごとの目標値		20,260	21,295	21,009	21,484	21,436			
	指標2 市町村保健師向け研修の受講者に対して実施したアンケートにおいて、「今後の管理者として必要な能力の発揮に役立つと思う」と回答した割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師自身の資質向上に努める必要がある。研修内容が充実しているということは、保健師の資質向上につながるものであると考えられるため、当該指標を選定し、80%以上から今後役立つとの回答を得ることを目標とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	○	○
-		未実施	88.7%	89.7%	88.6%	92.0%	80%以上			
年度ごとの目標値		-	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上				
【参考】指標3 保健師未設置又は1人配置 市町村数	実績値									
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
		29町村	29町村	28町村	28町村	26町村				

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③	
	総合判定	(判定結果)A	
		(判定理由)	指標1の市町村保健師数は目標値を若干下回る見込みではあるが、概ね前年度並みの市町村保健師が確保されていること、指標2の研修受講者向けのアンケートにおいても、今後管理者として必要な能力を獲得・発揮する上で役立つと思うかという質問に対し、「そう思う」と回答あったのが、9割と高水準となっていることから、概ね目標を達成していると評価できる。しかし、指標1の市町村保健師数については、年々増大する保健福祉ニーズに対応するため、各自治体ではさらなる保健師の確保が必要となることから、引き続き働きかけを行う必要がある。
		施策の分析	(有効性の評価)
	(効率性の評価)		市町村保健師向けの能力育成研修については、一般競争入札を実施することにより、コストの削減が図られる一方で、研修内容の充実を図り、指標2のアンケート結果の満足度の実績値も着実に上昇していることから、効率的であると評価できる。
次期目標等への 反映の方向性	(現状分析)	今後も増加する健康課題に対する保健師業務について、適正な人員確保の推進を行うとともに、自治体保健師の質的向上がより一層図られるようより質の高い研修を実施するなど、効果的・効率的な実施を目指して、必要に応じた施策を講じていくことが必要である。	
	(施策及び測定指標の見直しについて)	平成26年5月より「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」を開催し、平成28年3月に「最終とりまとめ」として、自治体保健師の研修体制構築の推進策等に係る検討の成果をとりまとめたところである。目標達成に向けた施策の効果は着実に現れているが、今後は、この最終取りまとめを活用し、現行の施策を基本としながら、より効果的な人材育成体制構築と人材育成を実施するための支援策を講じることとしており、引き続き施策目標の達成を目指す。	
	(予算要求について)	「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」の「最終とりまとめ」を踏まえ、より効果的な人材育成体制構築と人材育成を実施するための支援策を講じるための事業の実施に必要な予算額を引き続き確保していく。	
	(税制改正要望について)	-	
	(機構・定員について)	-	

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(平成28年7月19日開催)で議論いただいたところ、市町村保健師数においては、今後の働きかけが必要なものの、この施策で達成可能な成果は一定得られているため、評価の改善を行った。また、市町村保健師向け研修の受講者に対して実施したアンケートにおいては、「今後の管理者として必要な能力の発揮に役立つと思う」と回答した割合が高いことが研修の質を担保していることを示す適切な指標であるのか今後検討すべきといった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかったが、今後必要に応じ、見直しの際にご意見を踏まえて検討する。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>地域保健法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO101.html 厚生労働省 地域保健のページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html 地域保健・健康増進事業報告 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch 保健師活動領域調査 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/139-1.html</p>
----------	---

担当部局名	健康局 健康課保健指導室 総務課指導調査室	作成責任者名	保健指導室長 島田 陽子 指導調査室長 小野 清喜	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------------------	--------	------------------------------------	----------	---------